4　出願手続等
⑴　電子出願の場合
ア　出願期間　令和８年３月９日（月）から同年４月２日（木）まで
イ　出願申請　受験を希望する者は、指定された方法により、出願申請を行った上、受験手数料として31,000円を納付すること。
また、受験特別措置を希望する者は、指定された方法により、司法試験身体障害者等受験特別措置申出書及び障害や傷病の程度を証明する書類等を提出すること。
ウ　詳細は、法務省ホームページ等（５⑵記載のとおり。）を確認すること。
⑵　郵送出願の場合
ア　出願期間　令和８年３月19日（木）から同年４月２日（木）まで
なお、令和８年４月２日（木）までの消印があるものに限り受け付ける。
イ　受験願書の交付　受験願書は、交付を希望する者に対して、令和８年３月９日(月)から郵送で交付する。
交付を希望する者は、表に赤字で「司法試験受験願書請求」と記載した適宜の封筒に、返信用封筒（角形２号に270円分の郵便切手を貼り付け、郵便番号､送付先住所、氏名及び電話番号を明記したもの。）を封入して、司法試験委員会（所在は５⑴記載のとおり。）宛て請求すること。
ウ　受験願書の提出　提出方法は、書留郵便によるものとする。
受験を希望する者は、受験願書に必要事項を記入の上、カラー写真（出願前６月以内に撮影した、正面、上半身、無帽、無背景の縦45㎜、横35㎜のもの。）、受験手数料として32,000円分の収入印紙（４枚以内）を所定の箇所に貼り、出願期間内に司法試験委員会（所在は５⑴記載のとおり。）宛て提出すること。
また、受験特別措置を希望する者は、司法試験身体障害者等受験特別措置申出書及び障害や傷病の程度を証明する書類等を添付すること。
エ　詳細は、法務省ホームページ等（５⑵記載のとおり。）を確認すること。
5　その他
⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、司法試験委員会（〒100―8977　東京都千代田区霞が関１－１－１　法務省内　電話03(3580)4111㈹）に行うこと。
⑵　詳細については、法務省ホームページ（https://www.moj.go.jp/）及び別途作成される受験案内等を参照のこと。
⑶　行政機関の休日に関する法律第１条第１項に定める行政機関の休日には、事務は行わない。

**令和８年司法試験予備試験の施行**

司法試験法（昭和24年法律第140号）第７条の規定に基づき、令和８年司法試験予備試験の施行について、次のとおり公告する。
令和８年１月９日
司法試験委員会委員長　神作　裕之
1　短答式試験
⑴　期日及び科目　令和８年７月19日（日）
憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、一般教養科目
⑵　試験地　札幌市又はその周辺　仙台市又はその周辺　東京都又はその周辺　名古屋市又はその周辺　大阪府又はその周辺　広島市又はその周辺　福岡市又はその周辺
2　論文式試験
⑴　受験資格　短答式試験に合格した者
⑵　期日及び科目
令和８年９月12日（土）　憲法、行政法、刑法、刑事訴訟法、選択科目
令和８年９月13日（日）　法律実務基礎科目（民事・刑事）、民法、商法、民事訴訟法
⑶　試験地　原則47都道府県
3　口述試験
⑴　受験資格　論文式試験に合格した者
⑵　期日及び科目　令和９年１月23日（土）及び同年１月24日（日）法律実務基礎科目（民事・刑事）
⑶　試験地　東京都又はその周辺
4　出願手続等
⑴　電子出願の場合
ア　出願期間　令和８年２月16日（月）から同年３月13日（金）まで
イ　出願申請　受験を希望する者は、指定された方法により、出願申請を行った上、受験手数料として20,000円を納付すること。
また、受験特別措置を希望する者は、指定された方法により、司法試験予備試験身体障害者等受験特別措置申出書（短答式試験用､論文式試験用及び口述試験用各１通）及び障害や傷病の程度を証明する書類等を提出すること。
ウ　詳細は、法務省ホームページ等（５⑵記載のとおり。）を確認すること。
⑵　郵送出願の場合
ア　出願期間　令和８年３月２日（月）から同年３月13日（金）まで
なお、令和８年３月13日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。
イ　受験願書の交付　受験願書は、交付を希望する者に対して、令和８年２月16日(月)から郵送で交付する。
交付を希望する者は、表に赤字で「司法試験予備試験受験願書請求」と記載した適宜の封筒に、返信用封筒（角形２号に180円分の郵便切手を貼り付け、郵便番号、送付先住所、氏名及び電話番号を明記したもの。）を封入して、司法試験委員会（所在は５⑴記載のとおり。）宛て請求すること。
ウ　受験願書の提出　提出方法は、書留郵便によるものとする。
受験を希望する者は、受験願書に必要事項を記入の上、カラー写真（出願前６月以内に撮影した、正面、上半身、無帽、無背景の縦45㎜、横35㎜のもの。）、受験手数料として21,000円分の収入印紙（４枚以内）を所定の箇所に貼り、住民票の写し（出願前６月以内に交付された、個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの。受験者ＩＤを受験願書に記載する者は住民票の写しの提出は不要。）を添付して、出願期間内に司法試験委員会（所在は５⑴記載のとおり。）宛て提出すること。
また、受験特別措置を希望する者は、司法試験予備試験身体障害者等受験特別措置申出書（短答式試験用、論文式試験用及び口述試験用各１通）及び障害や傷病の程度を証明する書類等を添付すること。
エ　詳細は、法務省ホームページ（５⑵記載のとおり。）を確認すること。
5　その他
⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、司法試験委員会（〒100―8977　東京都千代田区霞が関１－１－１　法務省内　電話03(3580)4111㈹）に行うこと。
⑵　詳細については、法務省ホームページ（https://www.moj.go.jp/）及び別途作成される受験案内等を参照のこと。
⑶　行政機関の休日に関する法律第１条第１項に定める行政機関の休日には、事務は行わない。

# 公　告

## 諸　事　項

### 建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
令和８年１月９日
東北地方整備局長　西村　　拓
1　処分をした年月日　令和７年12月９日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　破産者　株式会社トラストワン　森　　雄太　破産管財人　弁護士　髙橋　俊樹　福島県南相馬市原町区日の出町216―１　国土交通大臣許可（般―03）第24261号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、内装仕上工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和７年12月９日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。